

2. 償還に関すること

Q2-1. 償還とは何ですか？

⇒「償還」とは「返済」のことです。国が定める償還免除の要件に該当しない場合は、貸付金を返済いただく必要があります。

Q2-2. 私は免除の対象になりません。いつから償還がはじまりますか？

⇒このたび兵庫県社会福祉協議会からの案内が届いた方（総合支援資金再貸付）の償還は、令和7年1月以降に始まります。

⇒償還開始月と金額等は、兵庫県社会福祉協議会が令和6年10月下旬から順次、償還開始のお知らせを郵送でお知らせする予定です。

Q2-3. 緊急小口資金と総合支援資金（初回、延長、再貸付）のすべての資金を借りていますが、償還免除の対象とならない場合は、すべて返済しなければならないですか？

⇒すべて返済していただく必要があります。

⇒返済は、一括して口座からの引落ではなく、貸付種別ごとに引落となりますが手数料はかかりません。

⇒返済用口座設定ができていない方は、貸付種別ごとに発行される払込票による返済となるため、それぞれに振込手数料がかかることがありますので、返済用の口座登録をお願いしています。

Q2-4. 毎月、いくらの返済になりますか？

⇒償還の金額は、利用された貸付金の金額と最初に設定された返済期間等によって異なります。兵庫県社会福祉協議会特例貸付コールセンターから令和6年10月下旬から順次、「償還開始のお知らせ」にて返済開始月、金額等のお知らせが届きますので、それまでお待ちください。

Q2-5. すべての資金の償還が始まるのですか？

⇒今回お送りしている総合支援資金再貸付の案内をもって、すべての資金種類の償還が始まることとなります。

⇒総合支援資金再貸付を借入れしている方は令和7年1月からです。